入　札　説　明　書

調達物品名　特 殊 災 害 対 応 自 動 車

新 潟 市 財 務 部 契 約 課

この入札説明書は，政府調達に関する協定（平成７年条約第23号），地方自治法（昭和22年法律第67号），地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。），地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号），新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号。以下「規則」という。），新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成19年新潟市規則第88号。以下「特例規則」という。），本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか，本市が発注する調達契約に関し，一般競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）が熟知し，かつ，遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

１　競争入札に付する事項

(1)　調達物品名及び数量

特殊災害対応自動車　　１式

（案件番号７８７０７）

(2)　調達物品の特質等

仕様書のとおり

(3)　履行場所

新潟市消防局（新潟市中央区東大畑通１番町６４３番地２）

(4)　納入期限

平成20年３月17日まで

(5)　入札方法

総価で入札に付する。落札決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので，競争加入者又はその代理人は，消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札に参加する者に必要な資格

(1)　本市の競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(2)　地方自治法施行令第 167 条の４第１項の規定に該当しない者であること。

(3)　新潟市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(4)　「メンテナンス対応等証明書」（別紙１－１，１－２），「同等品申請書兼承認書」（別紙２）を提出できるものであること。

３　問い合わせ先等

(1)　契約条項を示す場所及び入札手続等に関する問い合わせ先

郵便番号951－8550

新潟市中央区学校町通１番町602番地１

新潟市財務部契約課物品契約係

電話 025－228－1000　内線 32213・32214　FAX 025－225－3500

(2)　同等品申請書兼承認書の交付に関する問い合わせ先

郵便番号951－8106

新潟市中央区東大畑通１番町643番地２

新潟市消防局警防課装備係

電話025－223－3191　内線2056

4　競争入札参加申請等

(1)　本件調達物品の入札に参加を希望する者は，別添一般競争入札参加申請書を，平成19年７月18日17時までに上記３（1）の場所に直接又は郵便により提出すること。

(2)　「メンテナンス対応等証明書」（別紙１－１，１－２），「同等品申請書兼承認書」（別紙２）は，一般競争入札参加申請書と同時に提出すること。「同等品申請書兼承認書」は，提出前に発注課(上記３(2)の場所)の承認を受けること。

(3)　入札者は，提出された書類に関し説明を求められた場合は，これに応じるものとする。

(4) 一般競争入札参加資格確認結果通知期限　　平成19年７月25日

5　入札保証金

入札保証金は免除する。

6　　入札及び開札

(1)　入札・開札日時及び場所

ア　日 時 平成19年８月10日　13時30分

イ　場 所 上記３(1)の同所　第１分館契約課入札室

(2)　郵送による入札書の受領期間及び受領期限

ア　受領期間　平成19年８月３日から平成19年８月９日まで

イ　受領期限　平成19年８月９日 17時

ウ　提出先　　上記３(1)の場所へ提出すること。

(3)　競争加入者又はその代理人は，仕様書，別添「仮契約書（案）」及び規則を熟知の上，入札をしなければならない。仕様書等について疑義がある場合は，別添質疑書を平成19年６月22日から平成19年７月18日17時まで，上記３（1）へファックスにより提出すること。

(4)　競争加入者又はその代理人は，本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人となることができない。

(5)　入札室には，競争加入者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし，入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は，付添人を認めることがある。

(6)　競争加入者又はその代理人は，入札開始時刻後においては，入札室に入室することができない。

(7)　競争加入者又はその代理人は，入札室に入室しようとするときは，入札担当職員に一般競争入札参加資格確認結果通知書(写し可) 並びに代理人をして入札させる場合においては，入札権限に関する委任状を提出すること。

(8)　競争加入者又はその代理人は，入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか，入札室を退室することはできない。

(9)　競争加入者又はその代理人は，本市様式の入札書及び委任状（別添）を使用すること。

(10)　競争加入者又はその代理人は，次の各号に掲げる事項を記載した別添様式による入札書を提出しなければならない。

ア　競争加入者の住所，会社（商店）名，入札者氏名及び押印（外国人にあっては，署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）

イ　代理人が入札する場合は，競争加入者の住所，会社（商店）名，受任者氏名（代

理人の氏名）及び押印

ウ　入札金額

エ　履行期限，履行場所

オ　品名，数量，単価及び金額

カ　品質・規格

「仕様書のとおり」という記載でも構わない。

(11)　入札書及び入札に係る文書に使用する言語は，日本語に限る。また，入札金額は，日本国通貨による表示とすること。

(12)　入札書は封書に入れ，かつ，その封皮に入札の日時，品名，競争加入者の氏名（法人にあっては，その名称又は商号）を記載し，入札公告に示した日時に入札すること。なお，郵便（書留郵便に限る。）により入札する場合については，二重封筒とし外封筒の表書きとして「入札書在中」と朱書し，上記で示した入札書のほか，一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを同封すること。加入電信，電報，電話その他の方法による入札は認めない。

(13)　入札書及び委任状は，ペン又はボールペン（えんぴつは不可）を使用すること。

(14)　競争加入者又はその代理人は，入札書の記載事項を訂正する場合は，当該訂正部分について押印しておくこと。

(15)　競争加入者又はその代理人は，その提出した入札書の引換え，変更，取消しをすることができない。

(16)　不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき，又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは，入札を中止し，又は入札期日を延期することがある。

(17)　談合情報等により，公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは，抽選により入札者を決定するなどの場合がある。

(18)　開札は，競争加入者又はその代理人が出席して行う。この場合において，競争加入者又はその代理人が立ち会わないときは，当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(19)　開札した場合においては，競争加入者又はその代理人の入札のうち，予定価格の制限に達した価格の入札がないときは，直ちに再度の入札を行う。競争加入者又は代理人が開札に立ち会わない場合は，再入札に参加する意思がないものとみなす。

また，後記７の各号に該当する無効入札をした者は，再入札に加わることができない。

(20)　再入札は１回とし，落札者のない場合は地方自治法施行令第１６７条の２第１項第８号の規程により最終入札において有効な入札を行った者のうち，最低金額を記載した競争加入者と随意契約の交渉を行うことがある。

７　入札の無効

次の各号に該当する入札は，これを無効とする。

(1)　入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札

(2)　入札書の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札

(3)　入札者が２以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札

(4)　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵

触する不正の行為によった入札
(5)　公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札
(6)　再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札
(7)　入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかった入札
(8)　その他入札に関する条件に違反した入札
(9)　上記(4)，(5)に該当する入札は，その入札の全部を無効とすることがある。

8　落札者の決定方法

(1)　有効な入札書を提示した者であって，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
(2)　落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは，直ちに，当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において，当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは，当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ，落札を決定する。
(3)　落札者を決定した場合において，落札者とされなかった入札者から請求があったときは，速やかに落札者を決定したこと，落札者の氏名及び住所，落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては，無効とされた理由）を，当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

9　契約の停止等

本調達物品の契約に関し，政府調達に関する苦情処理の手続に基づく苦情申立があったときは，契約を停止し，又は解除することがある。

10　契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし，契約者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合，若しくは，過去２年間の間に国（公社・公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し，これらをすべて誠実に履行し，かつ，契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は，契約保証金を免除する。

11　契約成立の要件

契約の締結については，新潟市議会の議決を要するため，入札による落札者とは，議会の議決を得たときに本契約となる旨の内容とする仮契約を締結する。

12　契約書の作成

(1)　仮契約書を作成する場合においては，落札者は，交付された仮契約書に記名押印し，落札決定の日から10日以内の間に当該契約を締結すること。ただし，特別の事情があると認めるときは，契約の締結を延長することができる。
(2)　仮契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は，日本語及び日本国通貨に限る。

13　支払いの条件

納入物品等の代金は，当市の検査に合格した後，適正な請求書に基づいて支払う。

14　契約条項

別添「仮契約書（案）」による。

15　競争入札参加資格審査申請

本調達物品の公告時に，新潟市の競争入札参加資格者名簿に登載されていない者で本調達物品の入札に参加を希望する者は，政府調達（ＷＴＯ）契約に係る物品入札参

加資格審査申請書を，平成19年７月18日（水）までに下記へ持参すること。
　なお，申請書類は新潟市財務部契約課ホームページから取得することができるほか，新潟市財務部契約課で交付する。
　郵便番号951－8550
　新潟市中央区学校町通１番町602番地１
　新潟市財務部契約課物品契約係
　電話025－228－1000　内線32213・32214
　http://www.city.niigata.jp

一般競争入札参加申請書

年　　月　　日

（あて先）新潟市長

申請者
所在地
商号又は名称
代表者氏名　　印
担当者
（電話番号　　）
（ＦＡＸ番号　　）

下記の案件に係る一般競争入札に参加したいので，入札説明書に記載された入札に参加する者に必要な資格を満たすための提出書類を添えて申請します。

記

公告年月日	
案 件 番 号	
調達物品名	

質　　疑　　書

住　所
商号又は名称
代表者氏名　　印
（担当者　　）
（電話番号　　）
（ＦＡＸ番号　　）

１　案 件 番 号
２　調達物品名

回答は，本質疑書の提出後１０日以内に新潟市財務部契約課ホームページの当該調達物品の一般競争入札公告一覧に掲示します。

質　疑　事　項

注１　この質疑書は，仕様書等に対して質問がある場合（入札に必要な事項に限る）にのみ提出してください。
注２　提出期間を過ぎた場合は受理しません。

別紙１－１

メンテナンス対応等証明書

調達物品名【特殊災害対応自動車】

１　当該車両のメンテナンスが行える整備工場

（１） 最寄りの整備工場

・ 整備工場名称

・所在地

・電話番号

（２） 競争入札参加希望者との関係

直営・協力　（該当するものを「○」で囲む。）

「協力」に該当する場合は，競争入札参加希望者等の契約状況を明らかにする契約書又は代理店証明書の写しを添付すること。

（３）整備を実際に担当する人員（サービスエンジニアを含み常駐者であること）及び担当者名

人員　　名

担当者名

（４）点検整備及び修理依頼から着手までの所要日数は，１日で対応いたします。

２　部品供給体制

（１） 部品供給の総括窓口及び担当者名

総括窓口

担当者名

電話番号

（２） 供給系統（フローチャート図）

（３） 依頼から納品までの所要日数は，２日以内で対応いたします。

別紙１－２

３　技術員の派遣体制

（１） 最寄りの整備工場の派遣体制

ア　緊急時の連絡系統

イ　現地への派遣方法

ウ　**現地到着までの所要日数は，１日以内で対応いたします。**

（２） メーカーの技術員の派遣体制

ア　緊急時の連絡系統

イ　現地への派遣方法

ウ　**現地到着までの所要日数は，２日以内で対応いたします。**

上記のとおり証明いたします。

平成　　年　　月　　日

（あて先）新潟市長

（競争入札参加希望者）住　　所

会 社 名

代表者名　　印

別紙２

同等品申請書兼承認書

案 件 番 号　　７８７０７

調達物品名　　特殊災害対応自動車

（　／　枚）

No.	品名（材料）	メーカー名・型式	緒元	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※上記のとおり同等品の認定を申請いたします。

平成　　年　　月　　日

住　　所

会 社 名

代表者名　　㊞

※上記の申請品を同等品として承認いたします。

平成　　年　　月　　日

新潟市消防局警防課長　　㊞

平成１９年度

特殊災害対応自動車
仕様書

新潟市消防局

第１　総　則

１　目　的

この仕様書は，当市が平成１９年度に購入する特殊災害対応自動車（以下「本車両」という。）のシャシー及びぎ装に関する仕様について定める。

２　適合法令

本車両の製作は，次に掲げる法令等に適合し，緊急自動車として承認を得られるものであること。

（１）緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱（平成１８年消防消第４９号）
（２）国が行う補助の対象となる消防施設の基準額（昭和２９年総理府告示第４８７号）
（３）道路運送車両法（昭和２６年運輸省令第１８５号）
（４）道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）
（５）その他の関係法令等

３　車両概要

本車両は，５トン車級，標準幅４輪駆動低床シャシーに分析室を設け，陽圧機能により汚染された外気が車両内に進入しない構造を有し，各種分析装置及び特殊災害対応資機材を積載できるとともに，過酷な使用に耐える構造で，安全性，操作性に優れたものであること。

４　製作上の問題処理等

（１）仕様内容に疑義が生じた場合は，速やかに当市と協議すること。
（２）仕様内容の解釈について相違がある場合は，当市の解釈に従うものとする。
（３）仕様の変更が必要な場合は，当市の承認を得ること。
（４）本車両の製作にあたり，工業所有権その他の法令等に抵触する問題が生じた場合は，受注者においてこれらの問題を解決し，その旨を当市に報告すること。
（５）ぎ装製作にあたり，積載品及び付属品（別表１），取付品及び取付装置（別表２），備品（別表３）等で，同等以上の性能を有する品を主張する場合は，入札前に性能資料を提出し新潟市消防局警防課の承認を得ること。

５　製作上の注意

（１）作成にあたっては，最新の製品，技術をもって行うこと。
（２）使用上の安全性，操作性を十分考慮すること。
（３）車体は，前後左右の荷重バランスを十分考慮するとともに，全体的に重量軽減を図ること。
（４）十分な強度及び安定度を有し，耐久性及び耐食性に優れたものであること。
（５）車体は，堅ろうで長期の使用，常時登録された車両総重量の状態において十分耐え得るものであること。
（６）車体全般にわたり，防水措置及び防錆措置を十分に行うこと。

（７）清掃，点検整備及び修理等が容易に行えること。
（８）各装置及び部品等の取付けは，ボルト締めを原則とすること。
（９）装備品等は機能的にかつ，バランスよく配置すること。

第２　積載品及び付属品

１　積載品及び付属品

積載品及び付属品は別表１のとおりとし，当該メーカー及び品名が指定されているものについては，日本国内の消防車両に導入実績があるもの。

又は，同等以上の性能を有する品を主張する場合は，入札前に性能資料を提出し新潟市消防局警防課の承認を得ること。

２　積載

積載品及び附属品の積載に関しては，車体の安定度，転覆角度及び前後輪軸重等全体の重量バランスを十分考慮して工作し，積載すること。

第３　提出書類

１　承認図書

受注者は，契約後速やかに当市と細部について協議し，協議後１箇月以内に次の書類（Ａ４版に製本）を２部提出し，承認を受けた後，ぎ装を行うこと。（承認後１部返納）

（１）製作行程表
（２）承認図
　ア　シャシー関係図（改造の場合は補強等関係図）
　イ　車体ぎ装図（前，後，上，両側面の５面図，１／２０）
　ウ　車体骨組図
　エ　車内レイアウト図
　オ　室内装図（扉，窓，椅子，テーブル，積載棚等）
　カ　主要部品図
　キ　空調設備関係図
　ク　電気配線図
　ケ　通話装置のアンプ図及び配線図
　コ　その他当市が指示する書類
（３）諸元性能図
　ア　シャシー関連諸元（エンジン型式，形状，出力，排気量，輪距，軸距等主要寸法，バッテリー，オルタネーター規格，タイヤサイズ，最小回転半径等）
　イ　主要ぎ装品諸元・規格
　ウ　その他当市が指示する書類

（４）主要使用部品及び材料明細書
外注品は，その製造会社名，所在地，電話番号を記載すること。

２　関係図書

車両納入時に次の関係図書を当市に３部提出すること。

（１） 車両構造図（縮尺１／２０以上）
（２） 改造自動車等審査結果通知書の写し
（３） 自動車車検証の写し
（４） 納品書，納品明細書
（５） 緊急自動車届出確認証の写し
（６） 車両取扱説明書
（７） 車両整備要領書
（８） 諸試験成績書
（９） 合格，認定書等
(10) パーツリスト
(11) 自動車改造計算書
ア　ぎ装重量，車両重量及び車両総重量の荷重分布計算書
イ　最大安定傾斜角度計算書
(12) 資機材一覧表
(13) 電気配線図
ア　配線図及び電気容量図
イ　使用電球型式一覧表
ウ　使用ヒューズ型式一覧表
(14) 資機材取扱説明書
(15) 資機材整備要領書
(16) 完成写真（新規登録後ナンバー付）及び製作過程の写真。デジタルカメラで撮影したもので，ＣＤ－ＲＯＭによる電子媒体のほか，以下のものを提出する。
ア　前後左右撮影（カラーサービス版サイズ）
イ　斜め前後左右（カラーサービス版サイズ）
ウ　上部前後　　（カラーサービス版サイズ）
エ　製作過程写真
(17) 緊急自動車届出用完成写真（キャビネ版４面各３部）
(18) 各保証書の写し
(19) 物品にシリアル番号があるものは，物品と番号の一覧表
(20) その他当市が指示するもの

３　着手届

承認図書の審査を受けた後，着手届を１部提出し，着工すること。

４　進捗状況の報告

製作工程ごとの進捗状況を示す書類，写真を１部提出すること。

５　その他

（１） 完成車両のパンフレット（Ａ４版織り込み式５００部）
（２） 納品書及び納品明細書
（３） その他，当市が指示したもの

第４　仕様

１　概要

製作台数は１台とし，完成車両の概寸は，次のとおりとする。

ア　全　　長　　８，５００mm以下
イ　全　　高　　３，５００mm以下
ウ　全　　幅　　２，５００mm以下
エ　車両総重量　　１２トン未満
オ　定　　員　　７名（キャブ内２名）とする。

２　シャシー仕様

（１） 使用するシャシーの主要諸元及び性能は次のとおりとする。

ア　シャシー　　最大積載量５トン以上のシャシーを使用する。
イ　出力・駆動方式　　１７７ｋｗ以上（２４０ｐｓ以上）・低床４輪駆動
ウ　ブレーキ装置　　ＡＢＳ装置付
エ　エアコン　　純正エアコン
オ　オルタネーター　　オルタネーター　２４Ｖ－１２０Ａ以上
カ　バッテリー
　(ｱ)　１５５Ｇ５１以上
　(ｲ)　バッテリー収納部は車体パネル一体式引出し装置付のボックスを取付け，容易に点検整備が行える構造とすること。
　(ｳ)　スイッチ切り忘れによる，バッテリー電圧低下を防止する装置を取付けること。
キ　燃料タンク
　(ｱ)　容量　２００ﾘｯﾄﾙ以上（保護枠又はカバー付）
　(ｲ)　燃料給油口は，給油に際し容易な位置に銘板付で設けること。
ク　タイヤ　　スタッドレスタイヤ（アルミホイール付・予備タイヤ含む）
　　２６５/７０Ｒ１９．５－１３６/１３４Ｊ
ケ　電流計及び電圧計
　(ｱ)　電流計及び電圧計を運転席内計器盤に取付けること。
　(ｲ)　電流計，電圧計は他の装置に支障なく，視認容易な位置に取付けること。
コ　その他
　(ｱ)　助手席にフレキシブルマップランプを取り付けること。

(ｲ)　運転席・助手席にステンレス製サイドバイザーを取り付けること。
(ｳ)　運転席・助手席にサンバイザーを取り付けること。
(ｴ)　オイルクーラーを取付けること。
(ｵ)　オイルパンヒーターを取付け，コンセント（キャップ付）はキャブ右側外部に取り付け，コードは１０ｍとする。
(ｶ)　サスペンションは運行上の荷重に十分耐えられる構造にすること。
(ｷ)　地上デジタル放送受信可能なチューナーを内蔵したＨＤＤカーナビゲーションを指示した位置に取付けること。
(ｸ)　ラジオ（ＦＭ付）時計（デジタル電波式）を装備すること。
(ｹ)　ウインドワイパーは間欠式とする。
(ｺ)　排気管を車両最後部まで延長する。
(ｻ)　ナンバー枠（ステンレス製）を前後に取付けること。
(ｼ)　フロアーマットを左右それぞれに付置すること。
(ｽ)　予備ヒューズ（使用種類分），非常信号灯（ＬＥＤ点滅式信号灯２,発炎筒２）及び三角停止表示板（２枚）をキャビン後部に収納ボックスを設けて積載すること。
(ｾ)　車両工具一式を積載すること。
(ｿ)　タイヤチェーン(ダブル・タフカム)一式を付置すること。
(ﾀ)　バンパーは大型バンパー（サイドスポイラー付）とし奥行きを十分に取り，上部にアルミ縞板を取付けること。
(ﾁ)　電子サイレンアンプに使用可能なフレキシブルマイクを運転席と指揮室に取付けること。
(ﾂ)　赤色灯・点滅灯等はキャブ内に１０連スイッチを装備し運用できる構造とすること。
(ﾃ)　ディスチャージ式ヘッドランプを取付けること。（純正品）
(ﾄ)　全扉（キャブ）パワーウインドウ，集中ドアロックを取付けること。（純正品）
(ﾅ)　全シャッター，サイドボックス等，開口部を施錠できる構造とすること。
(ﾆ)　助手席から確認できる，左側サイドミラーを増設すること。
(ﾇ)　その他，車両標準付属品を納入すること。

第５　ぎ装仕様

１　設計上の注意事項

（１）車体の構造及びぎ装は,陽圧機能性及び堅牢で耐久性を十分考慮して設計すること。

ア　ぎ装は努めて，アルミ板，ステンレス鋼を使用し，総合的な重量軽減を図るとともに，車体の重量バランスを十分考慮すること。

イ　ぎ装は，全体にわたり防蝕，防水性及び耐久性を十分考慮すること。

（２）車内レイアウト（機器等の配置）は本仕様を原則とするが，上記目的のため変更

する必要がある場合は当市と協議の上，変更できるものとする。

（３） 本仕様の詳細について，契約後の当市との打ち合わせにより決定し，設計すること。

２　一般的事項

（１） 車両は，キャブ部分（運転席）とぎ装部分の車両後部車室が一体となる構造とし，両部分は往来できるものとするが，陽圧機能作動時は気密性扉（必要に応じて窓付き）で閉鎖できるものとする。

また，車両後部車内は分析室及び資機材収納庫に区画すること。

（２） 乗車定員は７名とし，キャブ部分に２名分にＥＬＲ式シートベルト付座席を設け，分析室内は有効かつ効率よく活動できるスペースを確保するため，座席の向きを変えられ，折り畳み込みができる５名分の長距離走行に適したシートベルト付座席を設けること。

（３） キャブ部分の，運転席及び助手席も有事の際，外気の影響を受けない構造とすること。

（４） 車両の出入り口となる部分には，必要に応じて取手及びステップを設け，乗降性に配慮し，ドア開放に連動した足元灯を装備すること。

また，ステップ，はしご等の足掛かり部，蹴り込み部には，アルミ又はステンレス板を取り付けること。

車体の側板，骨組等の切断面や溶接箇所は，十分にバリ取りを行い，人の触れやすい部分は危害防止のため丸みを付け，飛び出したボルト類は短くするなどの工作をすること。

（５） ルーフ・ステップ等，水の滞留する恐れのある場所には，適当な大きさの水抜き口を設けること。

（６） 車両後部室側には必要数の気密性窓を設け,スモーク処理をすること。

なお，必要に応じて遮光できるようにすること。

（７） 車内の電気配線等は露出部がないよう，全て内張り内にフレキシブルパイプ等を用いて通すこと。

（８）車内の指示する位置に，電波時計及びホワイトボードを取付けるとともに，簡易手洗い器（汚水タンク付）及び冷蔵庫を設置すること。

（９）必要箇所には，点検，整備のためのスペース，点検口等を設けること。

（10）車両後部には車両上部に上がるための昇降はしごを設置するとともに，車両上部に十分な強度を有するアルミ縞板を取り付け，周囲に２段手すり程度の側壁を取り付けること。

（11）灯火類，計器灯等には，その機能を失わない範囲で保護枠を取付けること。

（12）室内灯，ファン等のモーター類は発生するノイズ等の影響により通信機器に影響を及ぼさないものであること。

（13）車外及び車内に必用数の分析室での陽圧機能作動をパネル表示し，陽圧機能作動に合わせて連動しパネル点灯すること。

なお，パネル数及び表示文字は当市と別途打ち合わせることとする。

(14) 車両両側面リアフェンダー

ア　開閉式ステップ（チェーンレス）とする。

イ　二重構造とし，内側はアルミ縞板張りとする。

ウ　収納時のロック装置を両側に設けること。

エ　周囲に黄色の高輝度テープを貼り付けること。

オ　タイヤ交換時及び積雪時におけるタイヤチェーンの装着及び装着後の走行等に障害とならないよう，十分に大きな構造とすること。

(15) 車両周囲に埋込型フックを設けること。

なお，数量及び間隔については，当市の指示を受けるものとする。

(16)　車両の両側面と分析室の指示する位置に無線車外通話装置と外部設定器及びスピーカーを取付け，車内車外の切替え器を設置すること。

(17)　車外者と分析室内（モニター付きインターホン）とで通話するため，当市の指示する車外２箇所にカメラ付きインターホンボックス（埋込型）を設置すること。

(18) 車両に設置できる最大出力のインバーター（ＤＣ・ＡＣインバーター２４Ｖ－１００Ｖ）を取付け，当市の指示する位置にコンセントを設けること。

３　分析室のぎ装

（１）隊員が座って作業ができる分析室を設けること。

（２）キャブ部分を除く車両室内は，陽圧機能により汚染された外気が車両室内に侵入しない構造を有するものとする。なお，陽圧機能は気密性を有した車両室内にＮＢＣ対応の空気浄化装置（ＴＳＰ－１２０１）を装着したブロアーで強制的に浄化された空気を送り込むものとする。

また，本事項については特に，性能を確認するための機密検査を実施するとともに，その結果を書面等で報告すること。（詳細については別途協議）

（３）空気浄化装置の装着ブロアーの能力は，毎分５立方メートル以上とすること。

（４）訓練時はＮＢＣフィルター（常時装着）を通さずに，陽圧機能を作成でき平時から動作機能が可能であるバイパス機能を有すること。

（５）分析室には，車内を換気するのに必要な換気扇を設けること。ただし，陽圧機能作動時に外気を遮断できる構造とすること。

（６）分析室には，室内循環式のエアコンを設置すること。

（７）分析室の左側面には乗降口を設け，扉は気密性のものとすること。

（８）分析室には，屋外観察用機密窓（必要に応じて遮光処置）及び車外を３６０度観察できるモニターを設置すること。

（９）分析室には，別表２の危険物質同定装置，及び赤外線分光分析装置（パソコン，プリンターを含む）の２種の分析装置について，防振装置を用いて設置すること。

(10) 各種分析装置の取扱説明書及び後述の別表２の当市支給品が収納できる棚を設けること。

(11) 空気浄化装置ＮＢＣフィルターの交換期間は１０年とする。ただし，実災害以外でＮＢＣフィルターの定期的な交換及び定期点検が必要とする時は受注者負担とすること。

(12) その他，各種分析装置関係の付属品が設置できるようにすること。

4　資機材収納庫のぎ装

（1）車両後部の分析室を除く部分は，可能な限りの大きさの資機材庫とし，収納庫内の区画は別途指示する。

（2）資機材収納庫には，空気呼吸器の固定器具の設置，予備ボンベ収納庫の設置，陽圧型化学防護服及び放射線防護服５式以上をボックスに収納設置し，かつ，着装・収納が容易で資機材を破損しない構造とすること。（詳細については別途打合せ）

（3）別表２の積載品及び付属品一覧表のうち積載とあるものについては，資機材収納庫内に整理して収納できるようにすること。

（4）資機材収納庫の側面及び指示する場所は資機材の積み降ろしをするために必要な扉等を設置することとし，必要に応じて気密性を確保すること。

（5）資機材収納庫から，隊員が安全に資機材を積み降ろしができる当市が指示するステップ等を設けること。

（6）資機材の収納方法は，次のとおりとする。

ア　可能な限り同一用途ごとにまとめる。

イ　重量物は可能な限り下部に収納する。

ウ　積載する資機材に応じて，ローラー又は引出し装置を設け，容易に車外へ引き出せる構造とする。

なお，高所は斜引出し装置とする。

エ　資機材収納ボックス

(ｱ) 収納資機材のサイズに合わせて取手付きアルミ製ボックスを作成すること。

なお，収納ボックスは振動等により中の資機材が破損しない構造とし，収納する資機材名を記入すること。

(ｲ)　積載する資機材は別途打合せとする。

オ　本仕様書に明示されていない資機材の収納方法は，別途打合せにより指示する。

5　ヒューズ

（1）ぎ装部に使用するヒューズはサーキットプロテクタ式とし，回線が遮断された時は容易に確認ができるものであること。

（2）各回路の名称，アンペア数を明記すること。

（3）詳細については別途指示する。

6　キャブ

（1）純正大型フロントバンパー（サイドスポイラー付）は奥行きを十分に取り，アルミ縞板等の滑り防止対策を施した足掛けを設け,フロントガラス上部に手すりを２個設けること。

（2）樹脂製１５０mm消防章（朱色台座付き）クロームメッキ仕上げをフロントグ

リル上部に設けること。
（３）フロントバンパー上部に大型トウフック（クリップ付き）２個を取付けること。
（４）キャブ内外に，乗降時及び走行時において安全上必要とする手すり等を設けること。
（５）キャブ内への乗降が容易に行えるものであること。
（６）各ドアの開閉と連動して点灯する足元灯を乗降等に支障ない位置に設けること。
（７）キャブ屋根上に赤色警光灯を設置するための補強を施すこと。
（８）キャブ内床は，水濡れの状態で乗車しても支障のないものであること。
（９）ドア内側下部は，アルミ製保護板張りとする。
（10）各ドア及び開口部の側面全体に，追突防止用黄色高輝度テープを貼ること。
（11）車両前面，側面，車両後部に超高輝度テープを貼ること。
（12）運転席及び助手席ドアは，気密性を高める工夫を講じること。
（13）乗降用ステップは，内側がアルミ縞板のボックス型とし，蹴り上げの高さは均一とし，蹴りこみ幅は，２００mm以上とする。
（14）運転席・後部室は一体型とし，キャブ内に点検用の開口部を設けること。
（15）運転席・後部室の間には，扉と通路を設けること。（ウオークスルータイプとする）
（16）エンジンオイルの点検が容易にできる構造であること。

７　車体上部

（１） 上部後方の別途指示する部分は，アルミ縞板張りとし，２段手摺り程度の側壁を設け，十分な強度を有すること。
　また，昇降用はしご等を設けること。（塗装損傷防止用アルミ保護板付き）
（２）車両上部には照明灯２基を取り付け，車内,車外で操作可能なリモコン式の，伸縮，回転，俯仰ができるものであること。
（３）車両上部に設置する超音波風速計の表示部（表示機器）については，車内の指示する位置に取付けること。
　なお，車両の停車方位を入力することで，方位の補正処理を行い，実際の風向を表示できる構造とすること。

８　電源装置

（１） 車両停車時に，別途当市が指示する電動機を作動させるための発動機付発電機を搭載するとともに，商用電源を利用するための外部端子を設けること。

定格電圧	１００Ｖ
定格周波数	５０Ｈｚ/６０Ｈｚ
相　　数	単相
使用燃料	ガソリン
稼働時間	１０時間以上

　なお，容量については，各設備を同時使用した場合に十分対応できる能力のものとする。

（２）容易に点検整備ができ，かつ運転中の排気，排熱を良好に保つ構造とすること。
（３）車載型自動電圧調整装置付配電盤を設け，発電機の遠隔始動，停止ができる構造とすること。
　また，電圧計，電流計を設けること。
（４）別途指示する本機材使用中に電源が十分保たれるものであること。
（５）別途指示する位置にＡＣ１００Ｖコンセントを必要数設けること。
（６）別途指示する位置に，外部電源入力用接栓及び外部出力用接栓を設けること。
（ともにＡＣ１００Ｖ，防水型）
（７）コンセントには全て使用電圧・電流を記入すること。
（８）外部電源から直接充電できる充電器（ＡＣ１００Ｖ－ＤＣ２４Ｖ／１０Ａサイリスタ式）を取付けること。
　なお，専用コードを付置すること。

９　照明装置

（１）車両内部に必要な数の蛍光灯を取付けること。
（２）各ボックス内を有効に照射でき，扉と連動して点灯するボックス灯を設けること。
（３）作業灯を設けること。
（４）出入り口に足元灯を設けること。
（５）その他，必要な場所に照明装置を設けること。
（６）照明装置のスイッチは点灯確認ランプ式とすること。

１０　電気関係

（１）バッテリーは専用ボックス内に設け，容易に点検ができるよう引出し式とすること。
　また，端子にはビニールカバーをつけること。
（２）ぎ装用配線，無線用配線は，専用端子台を設けて分岐配線をすること。
　また，各配線の分岐直後に，それぞれの電気容量に見合うヒューズを取付けること。
（３）バッテリー及びオルタネーターは，本車両の緊急走行時及び活動実施時（最悪の環境を設定する）の消費電力に見合うものであること。
（４）電装品には，必要に応じ共鳴等雑音防止策を施すこと。
（５）配線には，必要に応じエスロンパイプ等を使用し，保護策を施すこと。
（６）各配線は，絶縁性等に優れ許容量充分なものとすること。
（７）各配線は色分けしてキャビン内の集合スイッチ盤に結線し，ヒューズボックスで配線すること。
（８）バッテリー用の自動充電装置を取り付けること。

１１　無線電話，端末装置等

　消防専用無線電話装置仕様書（別表４）による他，次のとおりとする。

（1）キャブに無線機本体，無線用アンプ，無線用スピーカーを取付け，分析室にも無線用スピーカーを設置し，送受信できる構造とすること。
（2） アンテナ，アンテナ用ケーブル，無線送受話器用ケーブル，電源用ケーブルを取付けること。
（3） 特定小電力無線中継機１基を積載すること。
（4） 上記の取付け位置及び積載方法等詳細については，別途指示する。
（5） 雑音対策として，ボンディングアース，コンデンサー，ノイズフィルター等を施工すること。
（6） 車両運用端末装置(当市支給品)を取付け,電源コード類は新品を使用すること。
（7） 外部無線電話装置用ボックス（外部スピーカー用パンチングボード付）は，車体両側に取り付けること。
（8） 外部用の無線車外通話装置と外部設定器は外部無線電話装置用ボックス内に取り付けること。
（9）無線デジタル化に備えて，デジタル無線アンテナ取付け作業を考慮したものであること。

１２　情報収集装置

（1） 車体後部の別途指示する位置に，下記の装置を取付けること。
ア　ＮＴＴドコモ音声・動画・ＦＡＸ（ＦＯＭＡ対応）・データー通信システム１式
イ　ＨＤＤデジタルビデオカメラ，ＨＤＤビデオデッキ，専用モニター１式
ウ　地上デジタル対応カラーテレビ（液晶２６インチ程度，プリント式アンテナ付き）１台
　上記のテレビについては，アの通信システムのモニターも兼ねること。
エ　ラジオ（ＡＭ／ＦＭ）１台
（2） 上記，ア，イに使用するケーブル，コード等を設けること。
（3） 上記，ウに使用するアンテナ，ケーブル，コード等を設けること。
（4） 時計（アナログ電波式）
（5） 上記の取付位置及び積載方法等詳細については，別途指示する。

第６　取付品及び取付装置

取付品及び取付装置は別表２のとおりとし，次によるものとする。

１　電子サイレン

（1） 構成部品は，アンプ，マイクロホン，スピーカーとすること。
（2） アンプ　電源ＤＣ２４Ｖ　出力１００Ｗ
（自動吹鳴サイレン，玉切れ感知装置，電子警鐘，テスト減音装置，拡声機能付き）
視認障害とならないよう，サンバイザー上部に鋼製の棚を設け，運転席上部に取付けること。
（3） ５０W型×２，　前後向きに配置すること。

（４） マイクロホン　アンプ付属品等は同一メーカー品とする。（取付位置別途指示）
（５） サイレン吹鳴スイッチにより，赤色警光灯及び赤色点滅灯が同時に点灯すること。
（６） 赤色警光灯及び赤色点滅灯は，走行中及び現場活動中に作動し，良好な視認性を確保すること。
（７） 無線障害防止装置付きとすること。

２　警光灯

（１） フロント赤色警光灯
ア　型式　　パトライトＭＣＦ－２４又は同等品以上とし，ＬＥＤ方式とする。
イ　キャビン屋根上面に，流線型のキャビン一体式にして設けること。
（２） フロント赤色点滅灯
ア　フロントバンパー正面両側に，角型ＬＥＤ赤色点滅灯を埋め込み式，保護枠付で取付けること。
なお，点滅ユニットを設置する。
イ　本点滅灯は，フロント赤色警光灯に連動し点灯すること。
（３） 標識灯
標識灯を車両，両側面上部に埋め込み式で設けること。
（４） リア赤色点滅灯
ア　型式　　ウィレン，エッジ４５００プラス（新潟仕様）のＬＥＤ方式とする。
なお，点滅ユニットを設置する。
イ　本点滅灯は，フロント赤色警光灯に連動し点灯すること。

ウ　フロント赤色警光灯に連動し点灯すること。ただし，不要時に側部赤色点滅灯と連動し消灯できるスイッチを設けること。
（５） 側部赤色点滅灯
ア　左右両側面の上部に，１５０ミリメートル角程度の埋め込み式ＬＥＤ赤色点滅灯を各３個ずつ取付けること。
なお，点滅ユニットを設置する。
イ　本点滅灯は，フロント赤色警光灯に連動して点灯すること。

３　モーターサイレン

（１） モーターサイレンは，車体前面下部に適切に取付けること。
（２） 手動スイッチは助手席側のダッシュボード付近に取付けること。

４　作業灯

（１） 側面作業灯は，１５０ミリメートル角程度のハロゲン作業灯とし，左右両側面の上部に埋め込み式で片側４個ずつ設けること。
（２） 後部作業灯は，１５０ミリメートル角程度のハロゲン作業灯とし，車両背面上部の左右側に各１個ずつ設けること。

5　路肩灯

スモールライトと連動して，車両中央部と後輪付近を有効に照射できるよう設けること。

6　車幅灯

スモールライトと連動する車幅灯を，車体側面前方左右と中央左右（橙）及び車体側面後部左右(赤)に設けること。

7　追加コンビネーションランプ

車両標準装備のブレーキ・ウインカーランプのほかに，コンビネーションランプを保安基準に適合するよう取付けること。（取付け方法，ランプの形状等は別途協議とする）

8　バックランプ

バックランプを左右に取付けること。（ランプの形状等は別途協議とする）

9　後部霧灯

後部霧灯（リアフォグランプ）を左右に埋め込み式で取付けること。（ランプの形状等は別途協議とする）

10　バックアイカメラ

バックアイカメラを設置すること。なお，走行中も車両後方が確認できるようにすること。

11　後退時誘導用マイク

マイク（防水型）は車体後部の高さ１．５メートル程度の位置に取付けること。

また，アンプ，スピーカーはキャブ内に設け，運転席で操作できるスイッチを設けること。

12　その他シャシー取付品

（１） エンジン回転計，エンジン油温計，車両方位計，後退警報器（ＯＮ，ＯＦＦ切替式）自動車用消火器，トリップメーター，フォグランプ，電動格納ミラー(左側)を設けること。

（２） キャビン内天井はパネル式とし，配線等点検に容易な構造とすること。

（３） キャビン内天井に蛍光灯（１０Ｗ）を取付け，保護枠を設置し遮光板等で運転に支障のないようにし，座席から容易に操作できる独立したスイッチを設けること。

（４） キャビン内座席後方にボックスを設け，Ａ４サイズの収納庫，Ａ３サイズの地図及び現場調査用カバンを収納するボックスを設置し，携帯ライト２機を縦差込み式で収納するボックスを設置すること。（ステンレス製）

（５） 各ドア（キャブ）の窓は上下電動開閉式の構造とし，各窓から搭乗者が車外を確

認するための有効な大きさとすること。
（６） 集中ドアロックを設けること。（リモコン３個）
（７） 次の箇所には無線障害防止装置（ボンディングアース）を施すこと。
ア　エンジンとフレーム間
イ　ラジエーターとフレーム間
ウ　ドアとキャビン間
エ　ミッションとフレーム間
オ　キャビンとフレーム間
カ　排気管とフレーム間

第７　備品

備品は別表３のとおりとし，当該メーカー及び品名が指定されているものについては，日本国内の消防車両に導入実績があるもの。
又は，同等以上の性能を有する品を主張する場合は，入札前に性能資料を提出し新潟市消防局警防課の承認を得ること。

第８　塗装及び記入文字等

１　塗装要領

塗装，メッキ及び文字の記入は，上質な材料を使用し，入念に仕上げること。
（１）下地
ア　完全な錆落とし
イ　洗浄
ウ　プライマー塗り
エ　水研ぎ
オ　サーフェーサー塗り
カ　完全乾燥
（２） 上塗り
ア　下地塗装が十分乾燥した後実施
イ　ラッカー３回以上の塗り
ウ　熱風乾燥又は焼付け
エ　コンパウンド及びワックスによる磨き仕上げ

２　塗色

（１） 外面の朱色は（関西ペイントＸＢ－３２７－Ｆ１３ウレタン６０）とすること。
また，車体内部の塗色はピュアアイボリーとすること。
（２） フェンダー内及び車体下廻りは黒色とすること。
（３） 床板，ステップ及び車体上部は銀色とすること。

3　記入文字等

（1） 車体側面及び後部の指定する箇所に「新潟市消防局」と「Niigata City Fire Bureau」を２段の白色高輝度文字テープで指定文字を作成し貼付すること。（大きさは別途指示）

（2） 車体側面及び前後部の指定する箇所に「特別高度救助隊」の白色高輝度文字テープで指定文字を作成し貼付すること。（大きさは別途指示）

（3） 車体側面及び後部に「Ｓ．Ａ．Ｒ．Ｔ」と「Special Advanced Rescue Team」を２段の白色高輝度文字テープで指定文字を作成し貼付すること。（大きさは別途指示）

（4） 車体屋根上に，「新潟○○○○」と２段書き白色高輝度文字テープで指定文字を作成し貼付すること。（文字，大きさは別途指示）

（5） 標識灯に記入する文字は「○○○○」とし，黒色高輝度文字テープで指定文字を作成し貼付すること。（文字，大きさは別途指示）

（6）車体側面に「特殊災害対応自動車」と白色高輝度文字テープで作成し貼付すること。

（7）車体側面のラインを高輝度テープで作成し貼付すること。（色，デザイン，大きさは別途指示）

（8）車両側面，後部に朱色の超高輝度テープ（１０センチ幅程度）を貼付すること。

（9）エンブレムを高輝度反射材で作成し貼付すること。（デザイン，大きさ，貼付場所は別途指示）

(10) その他添付文字等は別途指示する。

(11) 文字の書体は，別途指示する。

4　車両各部のクロームメッキ

クロームメッキの要領は，銅メッキをした後，良質のクロームメッキを施すこと。なお，次の部分に鋼鉄材を使用する場合に施すこと。

（1） 各操作レバー及びハンドル

（2） 鋼鉄製握り棒及びハンドル類

（3） 各ボックス扉の取手金具及び蝶番類

（4） 各種保護枠

（5） 計器類

（6） 各種ロック装備

（7） 各部に露出する部品で砲金類及びボルト等支持する物

第9　検　査

1　検査

本仕様書，承認図書及び協議事項に基づいて行うものとする。

ただし，一部検査については，社内検査成績表等により省略するものとする。

２　納入検査

ぎ装メーカーは契約締結した自動車の完成物について，履行期限までに，当市の納入検査を受けるものとする。

３　中間検査

（１） 当市が必要と認める場合に実施するものとし，時期等については，製作工程を考慮し行うものとする。

（２） 検査を行う場合，受注者は製作工程等を考慮し検査日の１４日前までに当市に依頼文書を提出すること。

４　最終検査

新規登録後，当市が指定する日時及び場所で行うものとし，検査の結果不備事項又は不合格品がある場合は，当市の指示する日までに改修又は取替えを行い，再度検査を受けるものとする。

第１０　補　則

１　登録等の経費

納入までに要する経費等は，受注者の負担とする。ただし，車両登録に要する経費のうち，自動車損害賠償責任保険，自動車重量税及びリサイクル費用は当市が負担する。

２　保証期間

（１）納入の日から起算して２年間とし，保証書を提出すること。ただし，保証期間経過後といえども，設計不良，製作上の欠陥等による故障等を生じた場合は，無償で修復又は取替え等を行うこと。

また，故障等が生じた場合の修理等については，速やかに対応すること。

（２） 納入後に生じた故障等の修理について，その対応がぎ装メーカー又はシャシーメーカーのいずれか判断の付き難いときの受付窓口はぎ装メーカーとし，責任を持って直ちにこれを処理すること。

（３）納入後１２箇月までの法定点検整備及びそれに伴う整備を引き取りにより受注者が無償で行うこと。

３　納　入

（１）新潟運輸局新潟陸運支局の新規登録を受け，緊急自動車届出確認証を添え，燃料を満タンとし,各部の点検整備及び清掃手入れを実施のうえ納入すること。

（２）納入場所は新潟市中央区東大畑通１番町６４３－２，新潟市消防局とする。

４　取り扱い説明

当市の担当職員に対して，指示する日程において，専門係員を派遣し取り扱い説明を行うこと。

別表1　　積載品及び付属品

番号	品　　名	数	仕　様　等	積載別
1	画像伝送システム	1式	DOCOMO，FOMA128bps 映像伝送システム DF－1－A HDD ビデオカメラ HDD デッキ・モニター	積載
2	陽圧型化学防護服	5着	トレルケム VPS 脱着式曇り止レンズ付,「新潟市消防局」名入 収納袋「同」名入	積載
3	防護服	5着	当市支給	積載
4	防毒マスク（吸収缶含む）	5器	HR０９－M６０予備マルチガス吸収缶付　興研製	積載
5	有毒ガス検知管	1式	当市支給	積載
6	携帯型生物剤検知装置	1式	当市支給	積載
7	除染散布器	2式	当市支給	積載
8	フレーム式除染テント	1式	当市支給	積載
9	危険物質同定装置	1式	GAS－ID（交換用赤外線ソース レーザー, バッテリー, リモートセット含む）	積載
10	危険物質同定装置	1式	HAZMAT－ID（交換用赤外線ソース, レーザー, バッテリー, リモートセット含む）	積載
11	サンプル採取セット	1式	GIAT　CSK－6	積載
12	デジタルカメラ	1台	capilio G 400wide F (消防用)バッテリーセット BS３，５１２MB メモリー, ワイドレンズ DW－4付	積載
13	放射線防護服	5式	デムロン，フルボデイスーツ	積載
14	個人線量計	2個	アロカＡDM－112	積載
15	放射線測定器	1式		積載
16	放射線汚染除去剤	1式	エマージェーンシーキット TH－K４２０１	積載
17	中和剤セット	1式	除染キット TH－E3301	積載
18	複合ガス測定器	2台	GX２００３　理研計器製	積載
19	ＰH測定器	1式	PPT－１００試験紙付	積載
20	非接触温度計	1個	ミノルタ TA－０５１０F	積載

番号	品　　名	数	仕　様　等	積載別
21	空気呼吸器	５器	シゲマツ製ビジュラート拡声器付　黒色	積載
22	空気呼吸器用予備ボンベ	10 本	ライフゼム７３０ＣⅡ(上下保護カバー付)	積載
23	携帯警報器	10 個	スーパーパスⅡＳＰⅡ－Ｍ２	積載
24	漏洩補修セット	１式	エドワード&クロムエルＡ－Ｅキット	積載
25	漏洩補修セット	１式	エドワード&クロムエルＣ２キット	積載
26	漏洩防止マット	１式	VETTER　LD50/30.S.B セット	積載
27	回収容器	２個	プラスチックドラム PDO　120Ｌ	積載
28	排水口シールバック	１式	ソーワシールバック	積載
29	金属火災用消火器	１本	メタレックス SMM－20A 宮田工業製	積載
30	消石灰放射器	２本	クロレス　２０MC－A 宮田工業製	積載
31	防爆ライト	５本	ウルフセフテイハンドライトＨ－２５１Ａ　充電器付	積載
32	投光器	２基	当市支給	積載
33	コードリール	１基	４０ｍ	積載
34	生物剤検知紙	１式	当市支給	積載
35	化学剤検知紙	１式	当市支給	積載
36	送風機	１式	サンキポータブルファン PEE－282Y	積載
37	防爆ベリリウム工具セット	１式	SW－Ｗ１７４	積載
38	サルベージシート	２枚	メタルミック加工５．４×５．４	積載
39	危険物吸着マット	１枚	ケミカルスピルキット JSK１２０８０３M製	積載
40	危険物吸着剤	１個	ドーロドライＥＰM－ＲＤ	積載
41	ステンレス密封容器	１個	ＳＭ２０	積載
42	双眼鏡	１個	タスコ OFFSHORE－５４	積載
43	代車	１台	ハンディーカート耐荷重１２５ｋｇ 重量５．５ｋｇ 縮長サイズ３５×４９０×５５mm	積載
44	消火器	１本	ABC 粉末消火器２０型（自動車用）	積載
45	鉛容器	１本	ＳＫ９０４	積載
46	エアー伝道通信システム	５個	ＢＳ－２	積載

別表２　　取付品及び取付装置

番号	品　　名	数	仕　様　等	積載別
1	フレキシブルランプ	１式	キャブ助手席上部	装備
2	ステンレス製サイドバイザー	１式	左右ドア	装備
3	サンバイザー	１式	運転席，助手席	装備
4	オイルクーラー	１基		装備
5	ナンバーステンレス枠	１式	前後	装備
6	予備ヒューズ・ランプ	１式		
7	タイヤチェーン	１式	タフカム	
8	バンパー張出し，上面アルミ縞板	１式		装備
9	フレキシブルマイク	１式	運転席上部	装備
10	ＮＢＣ空気浄化装置	１式		装備
11	時計・ホワイトボード・簡易手洗い器	１式		装備
12	車載冷蔵庫	１基		装備
13	可燃性ガス検知装置	１基	型式　Ｂ－４ＨＳ	積載
14	隊員室換気装置	１式		装備
15	隊員室エアコン装置	１基	家庭用エアコン	装備
16	屋根上指揮広報台・昇降はしご	１式	２段手摺り程度の側壁 アルミ縞板張り	装備
17	屋外監視用モニター装置	１式	リモコン３６０度旋回 電動伸縮ズーム式	装備
18	分析室ぎ装	１式		装備
19	無線車外通話装置	１式	ハンドセット・外部設定機	装備
20	消防章	１式	赤色台座付	装備
21	大型トゥフック	１式		装備
22	追突防止用反射テープ	１式	高輝度３M製	装備
23	リモコン式照明装置・電動伸縮式	１式	湘南製ＭＲ－１５ＤＦ左右各１ キャブ内外にリモコン設置	装備
24	超音波風向風速計	１式	遠隔伸縮式	装備
25	発動発電装置	１式	ホンダＥＶ６０１０	装備
26	充電装置	１式		装備
27	無線機本体	１式	仕様書のとおり	装備
28	動態位置管理装置	１式	当市支給	装備
29	動態位置管理装置取付架台	１式		装備
30	電子サイレンアンプ	１式	パトライトＳＡＰ－５００ＦＣ ＶＺ・マイク・延長コード	装備

番号	品　　名	数	仕　　様　　等	積載別
31	十連スイッチ	１式	ＳＢＷ－１００	装備
32	キャビン一体型赤色警告灯	１式	流線型ＬＥＤ方式	装備
33	フロントバンパー赤色点滅灯	１式	ウィレン６００ＬＦ８Ｄ２４Ｖ ×２　リレー付	装備
34	車両後部赤色点滅灯	１式	ウィレン・エッジ４５００ プラス新潟仕様（リレー付）	装備
35	車両側部赤色点滅灯	１式	ウィレン６００ＬＦ８Ｄ２４Ｖ ３×２（リレー付）	装備
36	電動サイレン	１式	助手席側スィッチ・下部取付	装備
37	ハロゲン作業灯	１式	車両左右各４，後部２ ウィレン５８ＥＨＨＺＦＣ	装備
38	追加コンビネーションランプ	１式		装備
39	リアフォッグランプ	１式		装備
40	バックアイカメラ	１式	バックミラー方式	装備
41	後退時誘導マイク	１式		装備
42	拡声器用ブラケット	１式	拡声器含む	装備
43	呼吸器固定装置	１式	呼吸器５器分	装備
44	キャビン蛍光灯	１式		装備
45	キャブ内収納ボックス	１式		装備
46	集中ドアロック	１式	純正品	装備
47	無線障害防止装置	１式		装備
48	記入文字等	１式	高輝度反射シール式	装備
49	バス型ぎ装	１式		装備
50	液晶テレビ	１式	地上波対応，２６インチ プリントアンテナ付	装備
51	カーナビゲーション	１式	地上波対応，ＨＤＤ方式 オンダッシュタイプ	装備
52	ディスチャージランプ	１式	純正品	装備

別表３　　備　品

番号	品　　名	数	仕　様　等	積載別
1	自動車工具	１式	標準付属品	積載
2	フロアマット	１式	標準品	積載
3	車輪止	２個	ゴム製	積載
4	非常用信号用具	１本	発煙筒（標準付属品）	積載
5	三角表示板	１個	ポーター工業ＰＧＳ－５３	積載
6	赤旗	１本	柄は木製，旗の大きさ３０ｃｍ角	積載
7	ＬＥＤ合図灯	３本	ポーター工業　ＭＬ－６０×３	積載
8	ＨＩＤライト	２本	ポーター工業　ＰＬ－ＵＨ６０	積載
9	ラバーコーン	２個	ポーター工業　ＰＣＲ－４５Ｒ	積載
10	方向指示板	１枚	ポーター工業　ＴＰＦ－７０	積載
11	ブースターケーブル	１組	大型車用	積載
12	牽引用ワイヤー	１本	長さ約５ｍ	積載
13	グリスポンプ	１個	もみ式　容量３００ｇ	
14	工具箱	１個	ＫＴＣ	積載
15	ソケットレンチ（１５コ組）	１組	ＫＴＣ　Ｂ３１５Ｒ	積載
16	プライヤー	１個	ＫＴＣ　ＪＰＳ－２００	積載
17	ペンチ	１個	ＫＴＣ　ＳＰＤ－１７５	積載
18	モンキーレンチ	１個	ＫＴＣ　ＭＷ－３００	積載
19	メガネレンチ	１個	ＫＴＣ　Ｍ－２５３	積載
20	両口スパナ（８本組）	１組	ＫＴＣ　Ｓ１００８	積載
21	ドライバー（マイナス）	１本	ＫＴＣ　ＭＤ－２００	積載
22	ドライバー（プラス）	１本	ＫＴＣ　ＰＤ－４	積載
23	ドライバーセット（８本組）	１組	ＫＴＣ　ＰＭＤ１８	積載
24	点検ハンマー	１本	ＫＴＣ　ＵＤＨＴ－２	積載
25	ハンマー（１ポンド）	１本	ＫＴＣ　ＰＨ４５－３２３	積載
26	Ｌ型六角レンチ（７本組）	１組	ＫＴＣ　ＨＬ２５７	積載

別表４

消防専用無線電話装置仕様書

１　趣旨

この仕様書は，新潟市が平成１９年度に購入する特殊災害対応自動車（以下「車両」という。）に積載する消防専用無線電話装置（以下「無線装置」という。）について定めるものとする。

２　型式及び規格

⑴　無線装置は，「無線機器型式検定規則」（昭和３６年郵政省令第４０号）に定めるＦ３Ｅ及びＦ２Ｄの型式検定に合格した機器であるとともに，「消防防災設備整備費補助金交付要綱」（平成１４年消防消第７０号）に定める規格に適合したものとする。

⑵　無線装置の機種は，それぞれのメーカーの製品（無線装置の型式の確認された機器）のうち最新のものとする。

３　機器の構成

⑴　無線装置の機器の構成は，小型軽量で本体には外部スピーカーの取付端子があり，車両助手席前面付近の当市が指定する場所に取り付けられ，容易に着脱できるものであること。

⑵　送受話器は，ハンドセットとし，車両助手席前面付近・後部室及び車両両側面の当市が指定する位置に設け，衝撃，震動に耐える着脱容易なかけ金具をそれぞれに取り付けること。

また，音量つまみを全閉にしたときでも，ハンドセットで十分可聴できるものであること。

⑶　外部スピーカーは埋め込み型で，車両助手席付近・後部室と車両両側面の当市が指定する位置にそれぞれ入切スイッチ付で取付けること。

また，無線機本体がスピーカー内蔵型の場合は無線機本体及び外部スピーカーの両方から同時に可聴できるものであり，後部室及び車両両側面の外部スピーカーには入切スイッチを設け，当市が指定する位置に取付けること。

４　主な性能

無線装置の主な性能は，次のとおりとする。

空中線電力	１０Ｗ
電波の型式	Ｆ３Ｅ，Ｆ２Ｄ
通信方式	単信プレストーク方式
周波数の帯域	１５ＭＨｚ以上とし実装周波数を満たすこと。
チャンネル容量	１６チャンネル以上
連続送信防止回路	連続送信防止回路を装備し，連続送信時間は６０秒とする。
ＡＶＭとの連動	ＡＶＭのキャリアセンス機能（無線機が受信状態であるとき，送信動作を規制する機能）が動作する信号の送出が可能であること。

5　電源電圧

⑴　電源電圧は，直流１２Ｖまたは２４Ｖとする。

ただし，車両の電源電圧が１２Ｖまたは２４Ｖのいずれであっても，当該無線装置が十分に機能するよう，無線機本体の電源スイッチと連動して入切する変換コンバーターを付加するものとする。

⑵　変換コンバーターは無線装置専用であること。

⑶　電源は，バッテリーから接続するものとし，実装配線図を添付すること。

6　実装周波数及び順位

実装する周波数及び実装順位は，次のとおりとする。

１ＣＨ	１５０．４５ＭＨｚ	（第１市波）
２ＣＨ	１５１．７１ＭＨｚ	（第２市波）
３ＣＨ	１５１．２３ＭＨｚ	（第３市波）
４ＣＨ	１５０．１９ＭＨｚ	（第４市波）
５ＣＨ	１５２．０１ＭＨｚ	（広域波）
６ＣＨ	１５２．７７ＭＨｚ	（県内共通波）
７ＣＨ	１５０．７３ＭＨｚ	（全国共通波１）
８ＣＨ	１４８．７５ＭＨｚ	（全国共通波２）
９ＣＨ	１５４．１５ＭＨｚ	（全国共通波３）
10ＣＨ	１５８．３５ＭＨｚ	（防災相互波）

7　空中線及び給電線等

⑴　空中線は，１／４λ単一型とし，エレメントの太さは，２から３ミリメートルの強じんかつ発錆しにくいものとする。

⑵　給電線は，５Ｄ－２Ｖの同軸ケーブルとし，接続コネクターはN型とする。

⑶　空中線，給電線の取り付けについて，無線装置の受注者は契約後車両の受注者に現物を引き渡し，その取り付けに等について指示するものとする。

8　付属品

⑴　付属品は，別紙のとおりとする。

⑵　点検調整のとき，各ユニット相互に特殊な付属コードが必要な機種は，これを一式添付すること。

⑶　その他，メーカー側で指定する標準付属品一式。

9　納入後の保証

通常の運用管理のもとで発生した故障及び調整ズレの保証については，納入後１年間無償とする。

10　部品類の補充

無線装置の部品類は，納入後いつでも補充ができるものであること。

11　写真の添付

写真は，次のものを各５部添付するものとする。

⑴　無線機本体及び付属品一式の写真（背景に車両のナンバープレートを入れて撮影すること。）

⑵　車両に無線機本体及び外部スピーカーを取付けた写真

⑶　車両の後部室及び両側面にハンドセット及び外部スピーカーを取り付けた写真

⑷　空中線を取付けた写真

12　承認図の提出

受注者は，契約後速やかに当市と無線装置の詳細部分について打ち合わせを行い後日無線装置の承認図を当市に提出し，承認を受けるものとする。

13　無線申請手続きの代行

⑴　受注者は，無線申請に必要な書類一式を当市に提出し，委任状の交付を受けて無線申請手続きを代行するとともに，納期までに無線装置を車両に積載して運用できるようにするものとする。

⑵　車両更新に伴い，車両の配置替等が生じた場合，それに伴う無線局免許申請及び無線局変更申請手続きに要する手数料等の一切は，受注者の負担とする。

14　引渡し

無線装置の引渡しは，無線免許状を添えて新潟市契約規則に定めるところに従い引渡しを行うものとする。

15　車載端末装置

受注者は当市が指示する車載端末装置を設置済車両から取り外し，当市が指定する位置に設置するものとする。

ただし，ＧＰＳアンテナ・ＦＯＭＡアダプタ用ルーフトップアンテナ及びそれに伴う配線類は，旧車両からの転用が出来ないため新品を取付けるものとする。

（車載端末装置の仕様については別添のとおりとする。）

別　紙

付属品は，次のとおりとする。

付属品一覧表

1	試験成績書	2部
2	送受話器	4組
3	送受話器かけ金具	4組
4	空中線（1/4 λ単一型，給電線を含む。）	1組
5	取扱説明書	2部
6	ＧＰＳアンテナ（配線を含む。）	1組
7	ＦＯＭＡアダプタ用ルーフトップアンテナ（配線を含む。）	1組
8	外部スピーカー	4組
9	無線機器型式検定合格証書の写	3部
10	技術基準適合証明証書又は工事設計の認証書	2部
11	実装配線図	2部

様式第３号

入　札　書

平成　　年　　月　　日

新　潟　市　長　様

住　　所

氏　　名　　㊞

受 任 者　　㊞

新潟市契約規則及びこれに基づく入札条件を承認のうえ入札いたします。

入札金額		百			千			円			
入札保証金		百			千			円			
履行期限	平成　　年　　月　　日										
履行場所											
品名	品質・規格	数量	単価	金額							
特約条項											
摘要											

様式第 3 号

〔記載例〕

入　　札　　書

平 成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

新 潟 市 長 様

住　　所　○○県○○市○○区○○町
　　○丁目○○番○○号
氏　　名　△△株式会社
　　代表取締役　○○ ○○　　㊞

受 任 者　○○ ○○　　㊞

委任を受けて入札する場合には，
受任者名を記入し，押印してください。

新潟市契約規則及びこれに基づく入札条件を承認のうえ入札いたします。

入 札 金 額	¥ 百 ○ ○ 千 ○ ○ ○ 円 ○				
入 札 保 証 金	百 千 円				
履 行 期 限	平 成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日				
履 行 場 所	○○部○○課				
品　　名	品 質 ・ 規 格	数　　量	単　　価	金　　額	
△△△△	△△△	□式	○○，○○○	○○○，○○○	
特 約 条 項					
摘　　要					

"仕様書のとおり"
という記載でも結構です。

様式第 2 号

委　　任　　状

平成　　年　　月　　日

新　潟　市　長　様

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委 任 者　　住　所

氏　名　　㊞

受 任 者　　氏　名　　㊞

記

件 名

様式第 2 号
〔**記載例**〕

委　　任　　状

平成〇〇年〇〇月〇〇日

新　潟　市　長　様

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委 任 者　　住　所　〇〇県〇〇市〇〇区
〇〇町〇丁目〇番〇号

氏　名　△△株式会社
代表取締役　〇〇　〇〇　　㊞

受 任 者　　氏　名　〇〇　〇〇　　㊞

記

件 名　　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

別記様式第９号

仮　契　約　書

別紙の物品供給については，新潟市契約規則の規定に従い，当該契約について議会の議決を得たときは，これを本契約とみなすものとし，契約の証として本書２通を作成し，当事者記名押印のうえ，各自１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

甲　　発 注 者　新潟市

代表者　新潟市長　　篠 田　　昭　　印

乙　　受 注 者　住 所

氏 名　　印

契約書

発注機関：

件　　名	
契　約　金　額	円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円	

品名 品質・規格など　　数量　単位	単価	金額

履 行 期 限	平成　　年　　月　　日　　まで
履 行 場 所	
契約保証金	

上記物品の供給について新潟市を甲とし，供給者を乙として，甲乙両者は次の物品供給契約条項及び特約条項の定めるところにより契約を締結し，この契約を証するため，契約書を2通作成し，甲乙両者が記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

物品供給契約条項

(権利義務の譲渡等の制限)

第１条　乙は，甲の書面による承諾がなければ，この契約によって生ずる権利義務を第三者に譲渡し，または担保に供してはならないものとする。

(履行の監督)

第２条　甲は，契約の履行中において，その適正な履行を確保するため，立会いその他の方法により監督をすることができる。

(履行の確認)

第３条　乙は，契約に定める義務を履行したときは，その旨を，甲に通知しなければならない。

２　前項の通知があったとき，甲は，その通知のあった日から10日以内に乙の立会いを求めて，検査を行なうものとし，乙が立会わないときは，乙の欠席のまま，検査をすることができる。

３　熱量，強度の測定，含有量の分析試験等を含む検査について，前項の規定を適用する場合においては，同項中「10日以内」とあるのは「15日以内」とする。

４　甲は，検査の結果，契約に適合しているものと認められる物品は，その引渡しを受けるものとし，契約に適合していないと認める物品は，乙に期間を定めてその物品の取換え，補修若しくは改造させ，さらに甲の検査を受けるよう指示するものとする。この場合において，乙は，甲より取換え，補修若しくは改造を指示されたときは，自己の負担によりすみやかにこれを履行し，甲に通知しなければならない。

５　前項後段の規定による検査を行なうときの期間の算定は，甲が乙から取換え，補修若しくは改造を履行した旨の通知を受けた日から起算する。

６　甲は，検査の結果，契約に適合していないものと認めるものであっても，適合していない程度が軽微で，甲が使用するに支障がないと認めるものについては，契約金額を減額して引渡しを受けることができる。

(所有権の移転)

第４条　供給物品の所有権は，甲が検査に合格したものと認めたときをもって，乙から甲に移転するものとする。

２　供給物品の容器，外包の所有権は，契約に定めがある場合を除き，甲に帰属するものとする。

(不合格品の引取り)

第５条　乙は，甲が検査の結果，契約に適合していないと認める物品(第３条第６項の規定による物品を除く。以下同じ。)については，甲の指定した期間内に履行の場所から自己の負担により，搬出しなければならないものとする。

２　甲は，乙が前項に違反した場合は，その物品の保管について責を負わないものとし，必要があると認めるときは，任意に処分することができる。

(契約金額支払の時期)

第６条　甲は，供給物品の所有権が甲に移転したのち，乙の請求により契約金額を支払うものとする。

２　前項の支払は，甲が，乙の適法な請求書を受理した日から30日以内にしなければならないものとする。

(支払遅延利息)

第７条　乙は，甲の責に帰すべき理由により，前条第２項に定める期間内に契約金額を支払わなかったときは，政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第８条の規定により，指定された率で，甲に対し，支払遅延による遅延利息を請求することができる。

(検査の遅延)

第８条　甲が，その責に帰すべき理由により，第３条第２項及び第３項に定める期間内に検査をしないときは，その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は，第６条第２項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとし，また，その遅延期間が約定期間の日数をこえる場合は，約定期間は満了したものとし，乙は，そのこえる日数に応じ，前条の規定の例により遅延利息の支払いを請求することができる。

(契約保証金の還付)

第９条　契約保証金は，次の各号の一に該当する場合に還付する。

(1)　乙が契約に定める義務の履行を完了したとき。

(2)　甲が第12条第１項または第13条により契約を解除したとき。

(遅延届)

第10条　乙は，契約の定める履行期限までに，義務の履行をすることができないと認めたときは，直ちに，その理由，納入予定日等を書面をもって甲に届け出て，その指示を受けなければならない。

(違約金)

第11条　甲は，乙が正当な理由がなく契約の履行を遅延したときは，遅延日数１日につき，契約金額(単価契約の場合は，契約単価の確定納入数を剰じた金額とする。)の1,000分の１に相当する額の違約金を徴収することができる。

２　前項の違約金は，契約金額支払いの際にその契約金額から控除し，または契約保証金が納入されているときは，これをもって違約金に充て，なお，不足があるときは，追徴するものとする。

(甲の解除権)

第12条　甲は，必要があるときは，契約を変更し，若しくは中止させ，または解除することができる。

２　甲は，乙が新潟市契約規則(以下「契約規則」という。)第36条第１項各号の一に該当する場合は，契約を解除することができる。

３　前項の規定により契約が解除された場合において，乙は，甲に対し，契約金額(単価契約の場合は，契約単価に入札または見積合わせ時の予定数量を乗じた額)の10分の１に相当する額以上の違約金を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし，契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは，甲は，当該契約保証金または担保をもって違約金に充当することができる。

(乙の解除権)

第13条　乙は，甲の責に帰すべき理由により，契約の履行をすることができなくなったときは，契約の変更，若しくは中止，または解除を申し出ることができる。災害その他さけることのできない特別の理由により契約の履行をすることができなくなったときも，また同様とする。

２　甲は，前項による乙の申し出があったときは，契約を変更し，若しくは中止させ，または解除することができる。

(損害賠償)

第14条　甲が，第12条第２項により契約を解除した場合において，甲に損害があるとき，または第12条第１項若しくは第13条第１項前段の規定により契約を変更し，若しくは中止させ，または解除した場合において，乙に損害があるときは，甲または乙は，それぞれ乙または甲に対し，その損害賠償を請求することができる。

２　前項の損害額は，甲乙両者協議のうえ定めるものとする。

３　第１項により甲が乙に損害を賠償させるときは，契約金額支払いの際に，その契約金額から控除し，または契約保証金が納入されているときは，これをもって損害に充て，なお不足があるときは追徴するものとする。

(既済物品の処置)

第15条　契約が解除された場合において，すでに履行場所へ納入されている物品，または既済の物品があるときは，甲が検査のうえ，契約に適合するものと認めるものにかぎり，その代価を支払い，甲が取得することができる。

(危険負担)

第16条　供給物品の所有権移転前に生じた損害は，甲の責に帰すべきもののほか，すべて乙の負担とする。

(かし担保)

第17条　甲に所有権が移転した日から１年間のうちに，当該供給物品にかしがあると認めるときは，乙は，甲の指示により，その供給物品を取換え，若しくはそのかしを補修し，またはそのかしによって生じた滅失，若しくは損傷等による損害を賠償しなければならない。

(秘密の厳守)

第18条　乙は，この契約の履行に関し知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し，または解除された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第19条　乙は，この契約の履行に関し知り得た個人情報(個人に関する情報であって，特定の個人が識別され，または識別され得るものをいう。)がある場合は，その保護の重要性を認識し，個人の権利利益を侵害することのないよう，これを適正に取り扱わなければならない。

(規則等の適用)

第20条　この契約に定めない事項については，契約規則及び関係法令に定めるところにより従うものとし，契約に関し疑義が生じたときは，甲乙両者協議のうえ定めるものとする。